

2006(平成18)年5月23日

弁護士に対する「ゲートキーパー」立法に反対する会長声明

千葉県弁護士会

会長 島崎 克美

政府は、2005年11月17日、FATF(国際的なテロ資金対策に係る取組である「金融活動作業部会」の略称)が行った2003年6月の勧告実施のための法案を2007(平成19)年の通常国会に提出すること、その法整備の一環としてFIU(金融情報機関)を金融庁から警察庁に移管することを決定した。FATF勧告及び法案は、マネーロンダリング及びテロ資金対策のため、弁護士などの専門職を不動産売買等の一定取引に関しゲートキーパー(門番)と位置づけ、「疑わしい取引」をFIUに報告する義務を負わせるものである。

弁護士に対し、依頼者の疑わしい取引に関する情報を政府に報告する義務を課すFATF勧告そのものが、弁護士制度の根幹に関わるものとして、諸外国の弁護士及び弁護士会がその実施に反対しており、FATFの枢要な加盟国であるアメリカやカナダでは勧告に基づく立法はなされておらず、ベルギーやポーランドでは違憲訴訟が係属している。日弁連もこれまで国内法制度化に反対してきたが、テロ対策の必要性があることや、我が国では、金融庁にFIUが設置されており、日弁連が弁護士からの報告を審査した上で金融庁に通知するという構造であれば、市民の弁護士に対する信頼や弁護士自治への侵害のより少ない制度の構築も可能であるとの判断から、関係機関との協議を進めてきた。ところが政府は前記のとおりFIUを金融庁から警察庁に移管することを決定した。警察庁への報告制度は、弁護士・弁護士会の存立基盤である国家権力からの独立性を危うくし、弁護士及び弁護士会に対する国民の信頼を損ね、弁護士制度の根幹を揺るがすものとして到底容認できない。

弁護士は、単に法律の専門家であるだけではなく、国家権力から独立して市民の人権を擁護することにその存在意義がある。弁護士は、依頼者の秘密を守秘する権利を有し、義務を負っている。これは、市民の側からすると、秘密のうちに弁護士と相談することができる権利を保障されているということにほかならない。しかし、「疑い」だけで弁護士が依頼者の秘密を捜査機関に「密告」しなければならないとしたら、依頼者は安心してすべての事実を弁護士に告げることとはできないし、他方弁護士は、捜査機関に「密告」したことを依頼者に秘しながら依頼者の権利を守るという矛盾した状態での業務を強いられることになる。

当会は、マネーロンダリング及びテロ資金対策が重要であることを否定するものではない。しかしながら、ゲートキーパー立法は、弁護士を、依頼者の秘密を密告する捜査機関の手先とすることで、弁護士制度ひいては司法制度そのものに対する国民の信頼を根底から覆すもので、失われるものが余りに大きい。

よって、当会は、弁護士に対し警察庁への報告義務を課そうとするゲートキーパー立法に断固反対する。